



日本結婚相談所連盟 I B J

Institution Bridal of Japan

# I B J ガイドライン

guidelines

平成 24 年 8 月 1 日改定版

## < 目的 >

1. 本ガイドラインは、加盟相談所がお互いに協力し合い、会員の成婚にむけたサービス提供を行うため、運営上守るべきルールやマナー、その他の方針について定めたものです。

株式会社IBJ(以下、当社)は加盟相談所の運営実態等にもとづき、適宜適切にこのガイドラインを運用し、必要に応じてその内容を変更していきますが、本ガイドラインで網羅できてないことについては、上記相互扶助の精神に基づき各相談所間で話し合い、解決をはかるものとします。

## < 会員の登録について >

2. 会員のプロフィール登録について

各加盟相談所は、自社の会員を IBJ システム(以下、IBJS)に登録するにあたり、その内容について下記内容に従ってください。

掲載する写真は、会員の魅力を引き出すもので、撮影後 6 ヶ月以内のものを使用します。

記載内容に虚偽や誇張表現がないかを確認します。

初婚・再婚の区別は、あくまで戸籍上の婚姻関係が過去にあった場合に「再婚」とし、それ以外は「初婚」とします。

子供の有無の表記については、親権が無い場合も「あり」と記載します。

登録後は、常に最新のデータになるよう維持・更新します。

住所については、住民票記載の住所を原則とし、例外的に公共料金等の領収書等で相談所が確認を取った居所も登録可とします。検索にかかるように住所や居所以外の場所を登録することは禁止します。

会員の氏名は、本名(フルネーム)で登録します。仮名やペンネーム、通称や記号・アルファベット等の登録は禁止します。

3. 障害や病気をお持ちの方について

障害や病気をお持ちの方について、その障害や病気を理由に入会をお断わりしてはいけません。ただし、入会前には、お見合いの設定が難しいことや、成婚までのサポートが困難であることなど、会員様の期待に応えられない可能性が高いことは正しくお伝えしてください。

4. 登録会員の移譲について

会員を他加盟相談所へ移譲する場合、消費者保護の観点から、中途解約時の返金の責任の帰属等、契約内容について明確にし、トラブル無きよう運営ください。なお、万一相談所間の会員の移譲に関して、相談所と会員間、あるいは相談所同士のトラブルがあっても、当社は責任を負いません。

## <お見合いについて>

### 5. 氏名交換のタイミングについて

平成 24 年 8 月 1 日以降、下記の通りシステム上の氏名開示のタイミングを変更します。

- お見合い成立時点...名字(漢字・ふりがな)のみの開示 平成 24 年 7 月 31 日までは氏名の開示
- 交際成立時点...氏名(フルネームの漢字・ふりがな)の開示

氏名交換については下記の基準に沿って運用してください。

平成 24 年 8 月 1 日以降、お見合い成立時点では氏名(フルネームの漢字・ふりがな)の交換をしなくても良いこととし、名字(漢字・ふりがな)の交換で良いこととします。会員には、実名で行うソーシャルネットワークサービス(facebook 等)の浸透などの社会的情勢に鑑み、個人情報の観点からルールが変わったことを説明しご理解をいただくように努めてください。

会員情報で「下の名前」を「公開」にしている場合でも、お見合い管理画面では名字(漢字・ふりがな)のみしか開示されません。

お見合いの席では会員様の自己判断で氏名を公開してもらって構いません。あくまでも個人情報保護の観点から、お見合い成立時点でフルネームがシステムで自動的に開示されなくなっただけですので、実際のお見合いの場で氏名公開を禁止するわけではありません。

### 6. お見合い設定時のルールについて

各加盟相談所は、会員のお見合いについて下記の基準に沿って運用してください。

お見合いの申込に対する返事は 2 週間以内を目安に、速やかに行うようにしてください。3 週間以上返事がない場合は、システムにより自動的にお断りとなります。

お見合いすることが決まった場合、双方の相談所が協力の上、1 週間を目安に日程を決めてください。

お見合いの「日程」は原則申込を受けた側、「場所」は原則女性側の意向を優先し、双方相手方への配慮と思いやりを持って調整してください。遠方会員とのお見合いについては、相談所間で調整してください。

ただし、【西日本(関西以西)の相談所様】につきましては、下記の通りとします。

お見合いの「日程」「場所」は原則申込を受けた側を優先し、双方相手方への配慮と思いやりを持って調整してください。遠方会員とのお見合いについては、相談所間で調整してください。

お見合い前日は、原則申し込んだ相談所側から、日時・場所確認の再連絡をしてください。

お見合いの当日は、必ず相手方相談所と連絡がつくようにしてください。

お見合い実施後は、速やかに会員から報告を受け、相手方相談所にはお見合い日の翌営業日 17 時までを目安に連絡をするようにしてください。お見合いの翌日が休業日の場合は必ず事前に相手方相談所と結果の連絡についての打合せをして下さい。お見合いの翌日に担当者がお休みを取る場合は、社内で引継ぎをするようにお願いします。

会員間のトラブル回避のため、お見合い当日に会員同士が電話番号や名刺といった連絡先の交換をせず、相談所を通して返事をするように徹底してください。

エリアによりお見合いの立会い・同席に関する習慣・風習や考え方が違うことを理解し、そのエリアの習慣や文化を尊重するようにしてください。特に、お見合いの立会い(引き合わせ・立ち紹介)については、関東では「しない」と考える相談所が過半数、それ以外のエリアでは「どちらかがすべき」と考える相談所が過半数であることを理解し、特にエリアをまたいだ会員同士のお見合いの際は申し込みを受けた側の相談所の意向を尊重してください。

お見合い時のお茶代は原則男性側の負担とします。ただし、お見合いに同席する相談所スタッフ(仲人)のお茶代については、原則申込を受けた側の相談所の方針が優先されることとします。トラブルになりがちなのが、女性会員側のスタッフ(仲人)のお茶代負担です。同席を希望する女性会員の申し込みを取り次ぐ際には、相手側相談所さんの方針を事前に確認するようにしましょう。

## 7. お見合いのキャンセル料について

お見合いのキャンセルについては下記のルールに沿って運用してください。なお、相談所間で判断の分かれる場合、本ガイドラインの目的たる相互扶助の精神にもとづき、双方話し合いの上で解決してください。

お見合いをすることが決まった後にキャンセルをした場合は、キャンセルをした側の相談所はキャンセル料として5,000円(税込)を相手方相談所に支払うこととします。

お見合い当日のキャンセル及び、一方が連絡なく15分以上の遅刻をしたことで、お見合いが不可能と相手方が判断した場合、キャンセル料として10,000円(税込)を相手方相談所に支払うこととします。

## < 交際から成婚について >

## 8. 交際管理について

会員の交際管理にあたっては、下記のルールに沿った運用をお願いします。

会員が並行して複数の交際を進める場合、交際期間の重複は2ヶ月を目処とし、交際相手側に誤解を与えないように進めてください。

交際期間はむやみに長引かせず、3ヶ月を目処とし、会員の意思確認をしてください。

交際時に知ったお相手の連絡先に対し、相談所から連絡をすることは一切認めません。

交際承諾後は、正当な理由なく、一度の出会いもないまま交際中止をすることは禁止します。

また、会員へのアドバイス不足として、相手方相談所に対し罰則10,000円(税込)を支払うものとします。

交際期間中の婚前交渉は厳禁です。会員から相談された際も、業界全体への風評や影響を熟慮の上、アドバイスをお願いします。

交際を終了する場合は、相談所を通じてお断りしてください。ただし、会員同士の自然な流れによる話し合いや、交際期間が長い場合などは、双方相談所同士で話し合いの上、判断してください。

会員が、交際を終了した相手方に連絡をとることやお会いすることは禁止してください。

交際の終了をシステムに入力するのは、原則交際をお断りされる側が行うこととします。断りの連絡を受けた相談所は、会員に連絡をして交際終了の旨を伝え、速やかにシステムの入力を行ってください。入力の期限は断りの連絡を受けた日の翌々日の17時までとし、期限までに入力が無い場合は断った側の相談所がシステムに入力しても構わないこととします。

相談所間の連絡については、双方の相談所が互いに協力し合い、相互扶助の精神で相手方への配慮と思いやりを持った対応を心がけてください。電話で連絡を取った場合も、後から確認ができる様に備忘記録としてお見合い管理画面に入力しておくことを推奨します。

## 9. 成婚について

成婚とは会員同士がお互いに結婚すると決めることです。以下の場合も成婚とみなすことを、会員に周知徹底してください。

### 婚前交渉

結婚の口約束、同居、同棲した場合(短期間や宿泊を伴う旅行も含む)

交際期間が6ヶ月を経過した場合(基準日は、お見合いをした日からとします)

退会後、過去に相談所を通じてお見合いした方と結婚した場合

## < 会員募集、広告出稿について >

### 10. 会員募集、広告出稿について

新聞、雑誌、電波、インターネット等の広告媒体を利用して会員募集を行うときは次の基準に従ってください。

特定商取引法、景品表示法、消費者契約法など関係法令を遵守してください。

業界に対する信頼性を著しく損なう恐れのある媒体は選択しないようにしてください。

社名または屋号、サービス名、連絡先(所在地、電話番号等)、業態(役務内容等)を明示してください。

会員へのサービス提供にIBJシステムを利用する場合は広告中に「IBJ加盟」の表示を行ってください。

登録会員数、男女バランス、成婚率等の顧客の判断に影響を与える具体的数値を示す場合の客観的根拠となるデータは、本部発表の数値を利用し、その旨も明示してください。

誇大広告は法律で禁止されています。例えば、「地域ナンバーワン」や「当社だけ」という表現をする場合は広告内に第三者が客観的に判断できる根拠を必ず明記してください。